

厚生労働省北海道労働局発表
令和5年1月13日（金）

担当
厚生労働省
北海道労働局職業安定部職業対策課
課長 坂本 恵治
地方障害者雇用担当官 大頭 清純
電話 011-709-2311（内線 3684）



～障害者雇用優良中小事業主認定制度（もにす認定制度）～
「もにす認定制度」認定企業を決定しました

厚生労働省では、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）を創設、実施しているところです。

このたび、北海道労働局（局長 友藤 智朗）では、以下の企業を「もにす認定企業」として認定しました（北海道では3番目（株式会社釧路製作所）、4番目（株式会社特殊衣料））。

つきましては、もにす認定企業に対する認定通知書の交付式を下記のとおり執り行います。

【もにす認定企業】

○ **株式会社釧路製作所**（住所：釧路市川北町9番19号）

- ・ 事業内容： 金属製品製造業
（鋼製橋梁や鋼製タンク的设计・開発・製造・据付）

認定通知書交付式：令和5年1月16日（月）10時00分
上記事業所内において実施予定です。

※連絡先 **ハローワーク釧路** TEL0154-41-1201 担当：統括 中山 美佐枝

○ **株式会社特殊衣料**（住所：札幌市西区発寒14条14丁目2-40）

- ・ 事業内容： クリーニング業

認定通知書交付式：令和5年1月16日（月）14時30分
上記事業所内で実施予定です。

※連絡先 **北海道労働局職業安定部職業対策課** TEL011-709-2311（内線 3684）
担当：地方障害者雇用担当官 大頭 清純

もにす認定制度の認定基準や認定企業の
詳しい情報を掲載しています。

⇒ 厚生労働省「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する
認定制度（もにす認定制度）」概要ホームページ（全体）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>





業 種：金属製品製造業
（鋼製橋梁や鋼製タンクの設
計・開発・製造・据付）
所在地：北海道釧路市川北町9番19号

会社のPR情報

1956年創業、日本最東端にある橋梁メーカーです。大型機械設備を保有し、一次加工から溶接、組立、塗装まで自社工場一貫生産を行っています。「挑戦する企業」をスローガンに、橋梁製作技術を応用し宇宙産業へも挑戦、民間企業に縦吹燃焼実験架台を納入し、民間ロケット初宇宙到達の偉業に貢献しました。

完全週休2日制をはじめとした休みの取りやすい職場環境（有休消化率63%）、手厚い福利厚生、多様な働き方の推進など、社員の安心・安全と働きやすさを重視し、実践しています。

☆表彰歴☆ 【経産省】新ダイバーシティ経営企業100選定、地域未来牽引企業認定
【厚労省】ユースエール認定企業
【北海道】障がい者就労支援企業認定、シルバー認定企業、
働き方改革推進企業・女性活躍表彰 等

☆認 証☆ ISO 9001 : 2015
JISQ 9100 : 2016

会社からのメッセージ

会社ならびに地域の発展と、社員とその家族の幸せのため、チームワークを大切に仕事に取り組んでいます。地域企業の良きモデルとなれるよう引き続き努力邁進いたします。





障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

数的側面

雇用状況	実雇用率	令和4年6月1日現在 5.56%
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職6か月後定着率	100%
	過去3年間に採用した障害者の就職1年後定着率	100%

質的側面

キャリア形成	役員兼管理職として勤務している障害者が在籍している。当該者は障害が認められた後、管理者として勤めており、所定時間外労働の命令を行う責任と権限を持っている等、労働条件の決定やその他労務を管理する立場にある。
--------	--

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

組織面	障害者に対し、月1回外部より支援員の派遣があり、就労時間内でヒアリングや相談の機会を設けている。仕事をする上で困っていることや悩んでいることなどを明確にし、都度適切なアドバイスをいただいている。アドバイスされた内容は上司や役員とも共有し、就業定着に役立てている。
人材面	障害のある社員の就労支援をしていただいている施設の職員に講師をしていただき、障害特性や障害者と働く際配慮すべき点などについて社内研修を実施した。

仕事づくり

職務選定・創出	過去3年以内において、障害者の応募に当たって、障害特性について社内で共有した上でハローワークに相談し、職務を選定した事例があった。また、雇用に当たって、支援施設やハローワークに障害特性や能力・適性について相談し、障害特性に配慮した職務をマッチングした。
---------	--

環境づくり

働き方	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則において、テレワーク制度、短時間勤務制度、時間単位で取得できる年次有給休暇制度、正社員転換制度を整備。 ・テレワーク制度の利用に当たってはテレワーク勤務中に不調や不具合がある場合は、オフィスの上司とすぐに連絡がとれるよう配慮した。 ・年次有給休暇制度については、活用が有効だと考えられる障害者に積極的に活用を促している。 ・勤務態度が真面目であること、障害があるにも関わらず積極的に資格を取得したこと等が評価された障害者について、正社員転換制度による正社員への転換実績あり。
キャリア形成	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に関わるいくつかの資格試験の受験料を会社が全額負担しており、取得に係る講習や試験については就業時間内に実施する等、社員に負担がかからないように配慮した。 ・就業規則において昇職・昇級・諸手当・賞与に関する詳細・評価基準が明示されている。就業規則は全社員に配布、社内ネットワークにて全社員がいつでも閲覧可能であり、共有されている。障害のある社員に対しては、必要に応じて基準の見方について補足説明を行っている。
その他の雇用管理	<p>障害のある社員について、入社時より月1回、外部の職場定着支援員に会社を訪問してもらい、職場定着のための相談にのってもらっている。</p>





業種：クリーニング業

所在地：北海道札幌市西区発寒14条
14丁目2-40



会社のPR情報

1979年の創業以来、株式会社特殊衣料はリネンサプライを中心として事業を行なってきました。現在では、リネンサプライに加えて病院・施設の清掃業務、自社オリジナルブランドによる福祉用具の企画・製造・販売へと事業を拡大してきました。障害者雇用では、様々な部門で30名の障害者社員が活躍しています。

会社からのメッセージ

障害者雇用では、これまで出来なかったことを、ゆっくりと丁寧に伝えることによって、出来ることがたくさんあります。支援や援助をすることによって確実に成長し、企業の戦力となります。障害のある人達の存在が職場改善、安全への配慮等、働きやすい会社づくりに貢献しています。今後とも、ともに成長できるように取り組んでまいります。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

数的側面

雇用状況	実雇用率	令和4年6月1日現在 27.89%
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職6か月後定着率	100%
	障害者の平均勤続年数	16年7か月。又、勤続年数10年以上の障害者が半数以上となっています。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

組織面	<p>障害者が在籍している職場には、企業在籍型職場適応援助者や障害者職業生活相談員を配置し、障害特性に合わせた作業内容を支援しており、作業マニュアルの作成や生活支援機関との連携を行っています。</p>
人材面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の職場適応援助に関する人材育成のため、職員が企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講し、障害者への支援や助言を実施している。 ・ 講師を招いて、てんかんの基礎とてんかんの症状その際の対応について講演を実施。 ・ 特別支援学校企業向け見学会への参加

仕事づくり

事業創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021年度の経常利益が黒字となっている。
職務選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労支援施設から障害の特性や能力・適正について説明を受け、職場実習により本人の特性等を理解のうえ、評価表をもとに職務と適切にマッチングを行った結果、障害者雇用に結びついた事例があった。 ・ 過去5年間のうち2017年度・2018年度・2020年度と障害者就労施設に対して、業務を発注している。

環境づくり

職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚優位の社員が多いために作業マニュアルを作成。イラスト・写真等を多く使用し、その社員に適応する形に変更しながら業務に活用している。 ・ 作業手順書を設備等に設置し、常に確認しながらの作業環境等も整備している。 ・ 働くために必要なことを描いた「ともにはたらく」という本を作成し、全社員で共有しながら活用している。 ・ 産業医からのアドバイスを定期的に受けている。
募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校から実習生を受け入れ、実習後採用している。 ・ 障害者雇用に関する先進的な他企業等の見学やヒアリングを実施している。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット



● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など

Q 「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。＊詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良	2点	良	2点					
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
		⑦募集・採用	特に優良	2点				優良	1点
			⑧働き方	特に優良	2点	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		優良		1点	優良			1点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点	⑰質的側面		特に優良	2点	
			優良	1点			優良	1点	
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
優良	1点		取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)			
				合計の合格最低点			20点 (満点50点)		

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

ともにすすむ

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

もにす認定企業一覧

通算番号	年度	年度内番号	認定日	事業所名	業種	住所	
1	R2	1	R3.3.18	北海道はまなす食品株式会社	食品製造業	北広島市北の里56番地	
2	R3	1	R3.9.17	株式会社リペアサービス	建物サービス業	札幌市北区北21条西5丁目2-20	
3	R4	1	R4.12.13	株式会社釧路製作所	金属製品製造業	釧路市川北町9番19号	
4		2	R4.12.14	株式会社特殊衣料	クリーニング業	札幌市西区発寒14条14丁目2-40	
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							